

文部科学省改革、行政改革・政策立案機能強化に向けた取組

総論

政府は、平成25年1月、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、全閣僚を構成員とする「行政改革推進本部」を設置しました。政府全体で各種の行政改革を進めている中で、文部科学省も業務・予算の一層の効率化や効果的な運用を進めています。

また、効果的かつ効率的な行政の推進に当たっては、既存の政策の効果やその後の社会経済情勢の変化に対応しながら、自らの政策を積極的に見直す姿勢が求められます。文部科学省では、政策評価制度と独立行政法人評価制度を通じて、個々の政策や独立行政法人の業務の必要性・有効性・効率性等を客観的かつ厳格に評価し、その結果を踏まえた見直しを行ってきました。この見直しを引き続き進めていくことによって、行政における企画・立案（Plan）、実施（Do）に加え、業績の測定・評価（Check）、その

結果を踏まえた次の企画・立案への反映（Action）という循環型の行政管理（PDCAサイクル）の推進、活用を目指しています。政策評価と独立行政法人評価の結果については、随時ウェブサイト等で公表することによって国民への説明責任を果たすことに努めています*1。

文部科学省が所管する教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術の各分野の政策は、財政状況に対応して伸縮し難い面を持つとともに、その成果の発現が中長期にわたることなどを踏まえて、評価を実施していく必要があります。

加えて、現在、文部科学省では、一連の不祥事*2を受けて、平成31年3月に策定した「文部科学省創生実行計画」に基づき、国民に信頼される新しい文部科学省の創生に向け、文部科学省改革を進めています。

第1節 新しい文部科学省の創生に向けた省改革の取組

文部科学省では、国民に信頼される新しい文部科学省の在り方とその実行方策を検討するため、職員の自発的意思による議論・報告を踏まえつつ、平成31年3月に「文部科学省創生実行計画」を取りまとめました。文部科学大臣を本部長とする「文部科学省改革実行本部」において進捗を確認しながら、コンプライアンスの強化や組織風土の改善、文部科学省を担う人材の強化、現場に根差した政策立案機能の強化、広報機能の強化、業務改善の徹底等を着実に進めているところです。

コンプライアンスの強化においては、弁護士等の目を入れて不祥事を防止する内部統制環境を整備するとともに、職員を対象とした、再就職等規制や国家公務員倫理等を含めたコンプライアンス全般に関する研修を実施しています。

また、令和6年2月には、これまでの改革の進捗を踏まえ、職員がやりがいを持って職務に励み、自己研鑽を図っていくことが重要との認識の下、4年12月に取りまとめた「文部科学省創生実行計画に関する今後の重点ポイント」について必要な改訂を行い、引き続き、若手職員による政策提案機能を強化するためのチーム「Policy Making for Driving MEXT（通称：ポリメク）」の立ち上げや、「業務改善推進員」による局課を越えた業務改善に関する取組の提案、業務効率化のための新たなシステムの活用等を推進するなど、省改革の一層の推進を図っています（表2-12-1）。

*1 政策評価・独立行政法人評価については参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/

*2 平成29年1月の再就職等規制違反事案及び平成30年7月の幹部職員逮捕事案

文部科学省創生実行計画に関する今後の重点ポイント
～「人と知の力を通じた豊かな未来の創出に貢献する」文部科学省の組織改革～

令和4年12月6日
文部科学省改革実行本部決定
令和6年2月13日一部改訂

- 文部科学省創生実行計画（平成31年3月文部科学大臣決定）については、これまで、同計画に基づき様々な取組が推進されてきた。とりわけその際、有志からなる業務改善推進員等と担当部署との有機的な連携によって、職員の生の声を反映した多くの改善策が実現された。
- また、これまで複数回（令和2年、3年）にわたるフォローアップを通じて、同計画に掲げられた取組目標については、概ね達成されている状況にある。
- 他方、省内の全職員を対象とした職員アンケート（令和4・5年実施）によると、省改革の取組を実感している職員がいる一方、省改革の成果を実感できていない職員が一定数いることも浮き彫りになっている。加えて、これまでの取組が文部科学省のミッションの達成に本当につながっているのかを懸念する声もある。職員のやりがいや自己効力感等については、役職間・職種間で、あるいは所属によって、評価・受け止めに差が見られる状況等も明らかになってきている。
- 以上のような状況に鑑み、改めて、現時点における今後の重点取組事項を、以下の通り整理することとする。
- なお、同計画に掲げられた取組目標が概ね達成されている状況を踏まえ、今後は本重点ポイントに定める取組のみをフォローアップ対象とし、上記職員アンケートの結果とあわせて分析していくこととする。

文部科学省の基本方針・行動指針

- 文部科学省創生実行計画では、以下の通り基本方針・行動指針が定められている。
- 文部科学省の職員は、この基本方針・行動指針を踏まえて日々の業務を遂行するとともに、省改革を推進するに際しても、改めて、この基本方針・行動指針に照らして望ましい取組がなされているかを不断に意識しながら取り組む必要がある。

【基本方針】

文部科学省は人と知の力を通じた豊かな未来の創出に貢献する

【行動指針】

- 一、国民全体へ奉仕する**
 - 一、全体の奉仕者であることを自覚し、公正を貫く
 - 二、未来志向の行政官になる
 - 三、説明責任を果たす
- 二、対話・協働により、人の力を高め生かす**
 - 一、内向き思考から脱却する
 - 二、誠意と熱意を持ち、現場主義の政策を立案・実行する
- 三、変化を見据え自ら学び続ける**
 - 一、自分自身を日々客観的に分析し、自己研鑽する
 - 二、客観的根拠に基づき筋を通す
 - 三、建設的な議論を行い、組織一丸となって行動する

- 一、自らが社会に与える影響の大きさを自覚し、行政のプロとしての強い自信・誇り・意思を持ち、常に国民・社会の目を意識し襟を正して法令遵守の精神に基づき、国全体の視点に立って公正かつ謙虚に日々の仕事に当たる。
- 一、二、過去の経緯や既存の仕組みの本質を理解し、中長期的な視野で未来社会を見据え、現在必要な政策を検討し、立案・実行する。
- 一、三、いかなる政策も社会に認知・理解されなければならないとの認識の下、国民全体への説明責任を果たす。
- 一、常に日本・世界の動向にアンテナを張り、国内外を問わず、行政・民間等の関係者や所掌分野外の者との幅広い交流を通じ、大局的・先進的な視点を持つ。
- 二、様々な人、価値観、地域や文化等があることを尊重し、誠意と熱意を持ち、現場の実情を掴むとともに、連携・協働しながら適切に政策を立案・実行する。
- 三、一、周りにある「当たり前」を謙虚に問い直すとともに、幅広い教養と職務に必要な知識・技能を身に付けるよう、生涯学習を実践し、自己研鑽を積み重ねる。
- 三、二、不都合な事実こそ直視し、真摯に受け止め改善の契機とする。客観的根拠等に基づき課題や原因を分析し、問題を解決する。
- 三、三、上司・部下間や部局間、外部との関係において、お互いの考えに耳を傾け、遠慮せず議論することを尊重し、意思決定された政策の実現に向け組織一丸となって行動する。

当面の重点取組（概要）

職員の声から見える現在の課題

人員不足、業務過多、政策立案のための時間不足、トップによる業務のスクラップアンドビルドの不足、適切な人員配置、マネジメント不足、専門性向上、職員間・役職間の認識やスキルの差

現場に根差した政策立案機能の強化	業務改善	文部科学省を担う人材の強化	組織風土改革及び組織体制・ガバナンスの強化	広報機能の強化
<p>提案型政策形成の見直し</p> <p>○政策のタネの段階から、若手職員を中心としたチームで提案を磨く場を設け、実現すべき提案には具体化のための支援を充実</p> <p>※一定の条件の元、エフォートの一定割合を担当業務以外に割り振ることも可能に。</p>	<p>業務のスクラップの推進</p> <p>○次官・局長・課長等のリーダーシップによる業務スクラップ方針の策定・スクラップ業務の報告等</p> <p>○業務フロー見直し、手続き簡略化、RPA (Robotic Process Automation)、アウトソーシングの検討等</p>	<p>必要十分な人員体制確保</p> <p>○職が関最少定員の文部科学省が多様な政策の企画立案・遂行を十分実施できるよう、官房のリーダーシップの下で機構・定員要求を実施</p>	<p>ベンチマークに基づく組織風土改善</p> <p>○意識調査等の局課別比較、勤務状況の他省庁比較</p>	<p>職員の意識向上と行動の変容 “職員一人一人が広報担当者”</p> <p>【3つの視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「役に立つ」広報 ●「信頼される」広報 ●「仕事を交える」広報 <p>そのために</p>
<p>政策立案時間の創出</p> <p>○各局課で若手が新たな政策立案を検討する時間を創出</p>	<p>国会関係業務の改善</p> <p>○各局課の意見を踏まえた更なる国会関係業務の効率化の検討</p>	<p>国家公務員倫理法・倫理規程の遵守意識の向上</p> <p>○服務規律に関するセルフチェックの実施、管理職員に倫理研修の受講義務付け</p> <p>○利害関係者等の一覧作成、会食時の適正な自己負担費用の確認を徹底</p>	<p>応援体制の整備</p> <p>○業務過多の場合の各局での応援体制準備</p> <p>○緊急時に局を越えて支援する仕組みの整理</p>	<p>広報の目的と媒体の特性を生かした発信強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マニュアル、取組事例、ひな型等の提供 ○広報戦略アドバイザーによる支援 ○資料作成支援の活用 ○キャリアアステージや課題に応じた研修の充実
<p>多様な研修機会の充実</p> <p>○若手職員のOJTの場の創設（学校現場研修、報道対応実地研修）やドrameク（Driving MEXT Project）等多様な研修機会の充実</p> <p>○在京大使館業務説明会での英語での政策説明の機会の充実</p> <p>○DX (Digital Transformation) 等新たな研修の検討</p>	<p>新たなデジタル技術の活用による仕事の効率化</p> <p>○Slack、Box等新システム活用事例の横展開</p> <p>○AIを用いた業務改善や、オンラインミーティングの環境整備等の検討等</p>	<p>キャリアパスを自ら考えるための対話型面談の実施</p>	<p>多様な職員の活躍促進</p> <p>○育児中職員、中途採用、OBOG採用、シニア職員等</p>	<p>文部科学省HPの改善</p> <p>○最新情報の着実な掲載とともに、古いページ等の統一的な整理</p>
	<p>テレワーク推進（育児中・介護中職員等多様な職員の働きやすい環境づくり）</p> <p>○政務・幹部レクのオンライン化実証等課題検証・マニュアル策定</p> <p>○ヘルプデスクの見直し等サポート体制充実</p>			<p>省内広報・コミュニケーションの活性化</p> <p>○広報推進チームの活動、省内広報誌、Slack等を通して、部署を超えて知見の共有を図り、モチベーションを向上</p>

第2節 行政改革等の推進

1 地方分権改革

地方分権改革については、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しています。地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進するため、政府において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）が策定されました。この閣議決定を受けて、地方公共団体の自主性の強化、自由度の拡大が図られています。

2 国家戦略特区

国家戦略特区とは、経済社会の構造改革を重点的に推進することによって産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を推進する観点から、国が定めた区域において、規制改革等の施策を総合的・集中的に推進する制度です。

文部科学省関係では、公立学校の管理を民間に委託することを可能とする学校教育法の特例や、国際的な医療人材育成のための医学部新設に関する特例告示、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するために1校に限り獣医学部を新設することを可能にする特例告示があります。

3 構造改革特区

構造改革特区とは、地域で設定した区域において、各地域の特性に応じて規制の特例措置の適用を受けて、様々な分野における構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図り、国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とした制度です。

文部科学省関係では、特例措置として実施された事業のうち、各特区にとどめることなく全国展開などの措置を行ったものが25件あります（令和6年3月現在）。

第3節 政策推進・評価

1 政策推進のための取組

(1) Driving MEXT Project

「文部科学省創生実行計画（平成31年3月29日）」に基づき、職員の政策立案能力の向上と文部科学施策の充実を図る取組の一環として、教育・科学・スポーツ・文化行政に関する、省内外の多様な人々との対話・協働を促進するとともに、多様な現場の状況や学術的な知見、柔軟な発想に基づく政策立案等を機動的に実現するため、令和4年7月よりこれまでの取組を発展的に改組し、「Driving MEXT Project」として実施しています。また本取組は、事務次官が議長として構成される「Driving MEXT Project」推進会議によって推進されています。

このプロジェクトの中で、外部有識者と省内職員との勉強会や、民間企業とのワークショップなどを、ドラメク研修として平成30年度から令和5年度の5年間で合計143回実施しています。また、文科行政に関して、所属にとらわれない新たな発想からなる提案を、若手を中心とする省内職員から募集し、提案内容をブラッシュアップする機会を提供することにより、「政策の苗床」となる場を設けるとともに、文部科学省として実施すべきと認められた提案について具体化のための取組を行う、「Policy Making for Driving MEXT」（通称：ポリメク）を実施しています。

(2) EBPM (Evidence-Based Policy Making) の推進

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、エビデンスの活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要です。そのため、政府全体で、証拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making (EBPM))が推進されており、文部科学省においても、省内の関係部署の連携体制を構築し、EBPMの実践に取り組んでいます。今後も、行政事業レビューシート等の作成を通じて政策が効果を発揮するまでの発現経路等の明確化を図るなど、省内における実践的取組を進めていきます。また、統計等エビデンスデータの取得・活用の促進や、政策評価など他の取組と効果的な連携を図るとともに、外部有識者等の知見も活用し、職員の能力向上のための研修等も引き続き実施するなど、EBPM推進のための環境整備や人材の確保・育成に取り組んでいきます。

2 政策評価の実施

文部科学省においては、政策評価に関する中長期的な計画である「文部科学省政策評価基本計画」と年度ごとの実施計画である「文部科学省政策評価実施計画」を策定しており、これらに基づいて政策評価を実施しています。ま

た、「文部科学省の使命と政策目標」を定め、政策の体系を明らかにしています（[図表2-12-2](#)）。

政策評価制度では、政策を実施する者が自ら評価を行うことが基本とされていますが、客観性及び厳格性を確保するため、学識経験者等を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、目標・指標の設定等について助言を得ています。

（1）事前評価の実施

以下の三つの事項について、必要性・有効性・効率性等の観点で事前評価を行っています。

① 予算要求を行う事項

令和6年度概算要求では、新規又は拡充を予定している研究開発事業のうち、多額の費用を要することが見込まれる4事業を対象に、事前評価を実施しました。

② 規制の新設・改廃を行う事項

令和5年度は、法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又は義務を課する作用）を新設又は改廃するもの3件を対象に、事前評価を実施しました。

③ 税制改正要望を行う事項

税制改正要望を行おうとするもののうち、法人税・法人事業税・法人住民税に関する租税特別措置・税負担軽減措置の要望を行うものについて実施しています（令和5年度は該当なし）。

（2）事後評価の実施

以下の三つの事項について、必要性・有効性・効率性等の観点で事後評価を行っています。

① 文部科学省の政策全般に関する事項

令和5年3月28日に「政策評価に関する基本方針の一部変更について」が閣議決定されたことを踏まえ、文部科学省においても、政策分野ごとに策定する各種基本計画のフォローアップや次期計画の検討等に資する観点から、5年度は制度の見直しに向けた試行的取組を進めながら、評価実施方針の具体的検討を進めました。

② 規制の新設・改廃を行った事項

規制の新設・改廃を行う際の事前評価において定めた時期を踏まえて事後評価を行っています。令和5年度は、4件を対象に事後評価を実施しました。

③ 税制改正要望を行う事項

事前評価を実施した税制改正要望については、要望ごとに5年後を目途として事後評価を実施しています。令和5年度は、1件を対象に事後評価を実施しました。

図表 2-12-2 文部科学省の使命と政策目標

<p>文部科学省の使命</p> <p>教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化・スポーツ立国」と「科学技術創造立国」を実現する。</p>	
<p>政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進</p> <p>国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。</p> <p>施策目標 1-1 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案の推進 施策目標 1-2 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化 施策目標 1-3 魅力ある教育人材の養成・確保 施策目標 1-4 生涯を通じた学習機会の拡大 施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上 施策目標 1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進</p>	<p>政策目標 8 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化</p> <p>科学技術・イノベーションを支える人材の質向上と能力発揮を促すとともに、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す基盤の強化、研究のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する。</p> <p>施策目標 8-1 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化 施策目標 8-2 基礎研究・学術研究の振興 施策目標 8-3 オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進 施策目標 8-4 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現</p>
<p>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。</p> <p>施策目標 2-1 確かな学力の育成 施策目標 2-2 豊かな心の育成 施策目標 2-3 健やかな体の育成 施策目標 2-4 地域住民に開かれた信頼される学校づくり 施策目標 2-5 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進 施策目標 2-6 教育機会の確保のための支援づくり 施策目標 2-7 幼児教育の振興 施策目標 2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進</p>	<p>政策目標 9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応</p> <p>国内外で顕在化している重要政策課題に対応する基盤・応用分野における研究開発や国家戦略上重要な基幹技術開発を重点的に推進する。</p> <p>施策目標 9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化 施策目標 9-2 環境・エネルギーに関する課題への対応 施策目標 9-3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応 施策目標 9-4 安全・安心の確保に関する課題への対応 施策目標 9-5 国家戦略上重要な基幹技術の推進</p>
<p>政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</p> <p>全国全ての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。</p> <p>施策目標 3-1 義務教育に必要な教職員の確保</p>	<p>政策目標 10 原子力事故による被害者の救済</p> <p>原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。</p> <p>施策目標 10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保</p>
<p>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興</p> <p>「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。</p> <p>施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 施策目標 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p>	<p>政策目標 11 スポーツの振興</p> <p>世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。</p> <p>施策目標 11-1 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現 施策目標 11-2 東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築 施策目標 11-3 スポーツDXの推進、スポーツ団体の組織基盤の強化 施策目標 11-4 スポーツを通じた社会課題の解決</p>
<p>政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</p> <p>学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。</p> <p>施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p>	<p>政策目標 12 文化芸術の振興</p> <p>優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。</p> <p>施策目標 12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 施策目標 12-2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現 施策目標 12-3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成</p>
<p>政策目標 6 私学の振興</p> <p>私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>	<p>政策目標 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</p> <p>人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。</p> <p>施策目標 13-1 国際交流の推進 施策目標 13-2 国際協力の推進</p>
<p>政策目標 7 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策</p> <p>企業、大学、公的研究機関等の多様な主体の連携や国際ネットワークの構築等を戦略的に推進することにより、社会の諸課題への的確に対応するとともにイノベーションの創出を図る。</p> <p>施策目標 7-1 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成 施策目標 7-2 様々な社会課題を解決するための総合知の活用 施策目標 7-3 科学技術の国際活動の戦略的推進</p>	

3 政策評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、予算要求や法令による制度の新設・改廃等の政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されることが重要です。文部科学省では、令和5年度に行われた政策評価の結果が、どのように政策に反映されたかについて、6年6月に「政策評価の結果の政策への反映状況（令和5年度）」として公表しました。

4 独立行政法人評価

独立行政法人は、平成13年の中央省庁等改革の一環として、国の政策を効果的・効率的に実現することを目的として創設された機関です。

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）においては、独立行政法人のうち、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人を「中期目標管理法」、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国

民経済の健全な発展、そのほかの公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人を「国立研究開発法人」としています。各独立行政法人の主務大臣は、通則法等に基づき、中（長）期目標の策定・指示、中（長）期計画の認可、業務の実績に関する評価、業務及び組織の全般にわたる見直し等を行います。主務大臣は、中（長）期目標の策定においては、総務省の「独立行政法人評価制度委員会」の意見を聴くこととされており、業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる見直しにおいては、同委員会に通知することとなっています。また、国立研究開発法人については、これらに加えて、同委員会への意見聴取及び通知に際し、研究開発に関する審議会（文部科学省においては、国立研究開発法人審議会）の意見を聴かなければならないこととなっています。さらに、主務大臣は評価の結果に基づき、必要があると認める場合には、当該独立行政法人に対する業務運営の改善そのほかの勧告を行います。

これによって、主務大臣の下での一貫したPDCAサイクルが確立され、独立行政法人の政策実施機能が最大限発揮されることとなります。

文部科学省では、所管又は共管の24法人（日本私立学

校振興・共済事業団（助成業務）を含む。）の業務について、以下の4種類の評価（図表2-12-3）を実施しています。

- ①毎年度所管の全法人に対して実施する、年度の業務実績に関する評価（年度評価）
- ②中長期目標期間の途中で法人の長の任期が終了する法人に対して実施する、それまでの目標期間における業務の実績に関する評価（中間評価、国立研究開発法人のみ）
- ③中（長）期目標の最終年度である法人に対して実施する、次の目標期間に向けた業務・組織見直しや次期目標策定のための評価（見込評価）
- ④中（長）期目標が前年度に終了した法人に対して実施する、前年度に実施した見込評価を踏まえた評価（期間実績評価）

また、見込評価を実施した法人に対しては、当該評価等を踏まえて、次期中期目標において取り組むべき「業務及び組織の全般に関する見直し内容」を決定します。この見直し内容を基に翌年度からの中（長）期目標を決定し、法人に指示するとともに、目標に基づき法人が作成した中（長）期計画を認可しています。

図表 2-12-3

令和5年度に実施した文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価結果

◆令和5年度における業務の実績に関する評価結果

(中期目標管理法)

法人名	総合評定
国立特別支援教育総合研究所	A
大学入試センター	B
国立青少年教育振興機構	A
国立女性教育会館	B
国立科学博物館	A
国立美術館	B
国立文化財機構	B
教職員支援機構	A
日本学術振興会	A
日本スポーツ振興センター	A
日本芸術文化振興会	B
日本学生支援機構	A
国立高等専門学校機構	A
大学改革支援・学位授与機構	B
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	B

(国立研究開発法人)

法人名	総合評定
物質・材料研究機構	A
防災科学技術研究所	S
量子科学技術研究開発機構	A
科学技術振興機構	A
理化学研究所	A
宇宙航空研究開発機構	B
海洋研究開発機構	A
日本原子力研究開発機構	A
日本医療研究開発機構	A

※評定は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。各年度における業務実績と評定区分の関係は、中期目標管理法は以下の評定区分1、国立研究開発法人は以下の評定区分2のとおりである。

◆目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果

(中期目標管理法)

法人名	総合評定
日本学生支援機構	A
国立高等専門学校機構	A
大学改革支援・学位授与機構	B

※評定は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。各年度における業務実績と評定区分の関係は以下の評定区分3のとおりである。

◆目標期間における業務の実績に関する評価結果

(中期目標管理法)

法人名	総合評定
日本学術振興会	A
日本スポーツ振興センター	A
日本芸術文化振興会	B
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	B

法人名	総合評定
物質・材料研究機構	A
防災科学技術研究所	S
量子科学技術研究開発機構	A

※評定は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。目標期間における業務実績と評定区分の関係は、中期目標管理法は以下の評定区分3、国立研究開発法人は以下の評定区分2のとおりである。

(評定区分1)

- S: 中期目標管理法の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A: 中期目標管理法の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B: 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(評定区分2)

- S: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

(評定区分3)

- S: 中期目標管理法の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A: 中期目標管理法の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B: 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。
- C: 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D: 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。